

# 水資源機構 令和4年度・第1回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和4年7月21日(木) 機構本社会議室 (WEB会議)		
委員	栗田 誠 (大学教授) 篠原焔夫 (弁護士) 中村好男 (大学名誉教授) 鈴木靖 (県代表監査委員) 田中規夫 (大学院教授)		
審査対象期間	令和3年10月1日～令和4年3月31日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	1 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	2 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約 (競争性のある)	0 件	
	随意契約 (特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

## 1. 入札方式別発注工事一覧表及び低入札案件に対する委員からの意見・質問、それに対する回答等

### (1) 入札方式別発注工事一覧表

意見・質問	回答
<p>・一般競争入札で発注した工事の中には極めて低い落札率のものが散見される(91, 98, 105)。これらは小規模のため低入札価格調査の対象になっていないと思われるが、これらが極端な低入札価格になっている要因はどこにあるのか。これらについて対応策は検討されているのか。</p>	<p>・何れも照明設備の取替が主の電気工事であり、低率での入札となっていることに関しては、2021年以降水銀灯の製造が禁止されたことから、最近では照明器具交換の需要が多くなっているところ、照明工事を得意とする業者においては、工事の主たる部分を占める材料(照明器具)について、大口取引実績等により市場価格より一段と安く入手できていることが要因と推察されます。</p> <p>また、機構における積算(官積算)においては、公表されている物価資料による積算となっているため、当該開差を縮めるといった対応は、現状では難しいと考えています。</p>

### (2) 低入札価格調査案件(工事)

意見・質問	回答
<p>・低入札価格調査対象物件数が大きく減少しており、昨年4月から試行されている。「施工体制確認型総合評価落札方式」の効果が出ているものと思われる。しかし、これまで低入札価格調査によって「契約</p>	<p>・ご指摘のとおり「施工体制確認型総合評価落札方式」の導入に関しては、従来に比べて高い価格による工事発注となる傾向にあることは否定できないと考えています。</p> <p>従来、一般管理費の削減は企業努力として捉えてい</p>

<p>の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められた事例はほとんどないのであるから、毎年度、同じような内容で発注される工事も少なくない中で、同方式の導入は同時に従来に比べて高い価格による発注につながることを意味している。</p>	<p>た側面もありましたが、機構では「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨を厳格に捉え、同入札方式の運用を図っていくことで取り組んでいるところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（低入札案件一覧表中）一連番号1～5については、施工体制確認が行われたのか。5件のうち、施工体制評価点が満点ではないものがあつたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何れも評価点は0（ゼロ）点となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「千葉総管CCTV用ネットワーク設備工事」は特に落札率が低いところ（51.14%）、費用項目ごとに機構積算に対する割合を明記することが適切である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただきましたご意見を踏まえ、今後、本件のような案件では、機構積算と業者積算の比較が可能な資料の添付に努めます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「荒川ダム総合管理所空調設備外改修工事」の最低入札者が低入札価格調査を辞退した理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業者からは「低入札価格調査に係る資料作成に要する時間が不足しているため。」との届け出（辞退届）がありました。</li> </ul>

### (3) 低入札価格調査案件（コンサル）

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5件のうち、履行確実性の評価がAではないものがあつたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4件の評価がA、1件の評価がEとなっています。</li> </ul>

## 2. 審議対象の入札等案件に対する委員からの意見・質問、それに対する回答等

### (1) 一般競争入札（工事）

#### 【豊川用水二期西部幹線併設水路砥神工区工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「併設水路」は大規模地震対策としてどのような意味を有するものか。説明して欲しい。</li> <li>・ 本件工事等による併設水路設置の意義、必要性について教示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模地震対策事業の一環として、幹線水路（岩トンネル部）の耐震補強について通水機能を確保しつつ実施するため、先行して併設水路を設置し、併設水路により通水を確保しながら、幹線水路を空水にして耐震補強工事を実施します。また、耐震性を有する併設水路は、大規模地震発生時において通水を継続する機能を発揮します。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工場所や工事内容が異なる砥神地区と駒場池地区を一体として発注することにはどのようなメリットがあるのか。また、デメリットはないのか。発注方法の選定や技術評価などが全て砥神地区の工事に関するもののように思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駒場池地区は、単独工事として発注するため、令和3年6月に一般競争入札総合評価落札方式により入札手続きを実施しました。しかし、参加者が0社であり入札不調となったことから、さらに令和3年7月に指名競争入札（指名業者：97社）により入札手続きを実施しましたが、参加者が0社であり不調となったものです。 駒場池地区は、管水路工事であり、主として使用する材料は鋼管です。一方、砥神地区はトンネル工事ですが、トンネル内に鋼管を布設するため、両地区とも工事材料として鋼管を扱うものです。従って、両地区は材料の調達方法及び施工管理方法等が類似しており、この点において同種の工事といえます。 また、工事規模の大きな砥神地区と一体化して発注することから、大手企業の受注が期待できるため、技術者や工事機械等の確保も容易であると考えられます。 以上から、メリットとして「材料調達の効率化」「技術者・工事機械確保の効率化」が挙げられます。 デメリットとして、現場間の距離があることが挙げられます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・りんかい日産建設の「施工体制確認による再評価」や「施工体制評価点」が「一」と表記されているのはどういう意味か。入札書が提出されなかった（辞退した）ので、確認・評価ができなかったということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確認型総合評価落札方式では、開札後に入札金額に応じて施工体制確認やその結果に基づく技術点の見直しを行うこととしています。 りんかい日産建設については、ご指摘のとおり入札書が提出されなかった（辞退した）ことから、施工体制の確認・評価ができなかったということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計受注業者との関係に関して、「豊岡工区実施設計等業務」の受注業者が挙げられているのはなぜか。この業務には砥神工区の実施設計も含まれていたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「豊岡工区実施設計等業務」は、「豊岡工区」の他に隣接工区である「砥神工区」も含んだ業務範囲となっていました。従って、「豊岡工区実施設計等業務」は砥神工区も含んだ実施設計となっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術点評価書における技術提案の①において、落札した（株）奥村組の評価点数が4点となっているが、p6-11～6-12の同種工事の経験調書において工事成績の平均点が青木あすなろ建設（株）と（株）森組の方が奥村組より高くなっているにもかかわらず、（株）奥村組より評価点数が低くそれぞれ2点となっている。また、技術提案の②においても（株）奥村組のみが最高評価点の3点を得ている。過去の工事成績に照らしてみてもこのように評価点数に差が出たことを確認したいので説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争参加資格として、配置予定技術者の要件として同種工事の経験実績を求めています。p6-16にて「工事成績評定表の評定点が65点未満のものは同種工事の経験として認めない」と定めていることから、p6-11～6-12はその条件を満たしているか確認したものです。 P6-14の評価点数は、申請者より提出された技術提案書を基に評価・算出しており、p6-11～6-12の工事成績は評価点数の算出には関係していません。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工中の安全対策は基本的には請負者の責任で確保すべきものとも思われるが、本件のように安全対策を技術提案の対象とすることは多いのか。またそれは何故か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案の内容は、工事毎の現場条件や施工内容等を踏まえて決定しています。これまでも安全対策を技術提案の対象とすることもありましたが、資材の品質管理や近隣地域の環境配慮など工事毎に様々です。 本工事については、閉所環境でのトンネル掘削や資機材の運搬、また一部低土被り部での施工を計画していることから、特に安全対策に留意する必要があると判断し、労働災害防止やよりよい労働環境確保の観点から企業が取り組む安全対策の提案を求めています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案1について (ア) 隣接工事において開削工法で水路を敷設し、埋設までした後、本件工事で地中接合することとしたのは何故か。隣接工事において接合部を埋戻ししなければ、本件の施工はより容易だったのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砥神工区到達部の地表部は果樹畑ですが、地権者交渉の結果、開削の了解が得られなかったことから、地中で接合する方法を選択しました。一方、隣接工事は開削で実施しましたが、地表部は市道であり工事完了後は速やかな原形復旧・供用開始が必要でした。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案1について (イ) 標準案では、十分な安全性、安定性の確保について十分な確信が持てなかったということなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地中接合は事例が少ないこと、地中接合の地表部は市道及び果樹畑であり、土被りも浅いため市道の損傷や営農への支障など、周辺に影響を与えない、より慎重な掘削施工を行うことが重要であることから、各社独自の工夫を活用することにより、更なる安全でかつ安定したトンネル掘削を求めたものです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術提案2について 作業員の安全対策として安全管理を確実にを行うための提案とのことであり、正にルールの遵守にかかることと理解するが、標準案では十分ではないということなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工区は最小断面でトンネル掘削を行い、閉所環境での掘削作業と鋼管引込、溶接、塗装等の作業が中心となることから、より慎重な安全管理が必要となります。各社独自の工夫を活用することにより、更なる作業員の安全管理を行うための取り組み及び体制の確保が可能と考えたものです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案の評価の点数は、「効果がある」か「大きな効果がある」かの違いで大きく差が出る結果になるようである。技術提案1、2のそれぞれについて、落札業者の提案が他の業者の提案に比べてどのように優れていて、各業者の提案によりもたらされる「効果」と「大きな効果」にどのような違いがあったのか、教示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果の判定は、提案された内容に対して、現場へ適応について「確実性」「持続性」「影響範囲」などの種々指標から、効果の度合いを判定しています。多くの指標に対して効果が期待できるものを「大きな効果」とし、それ以外のものを「効果」として整理しています。</li> <li>・技術提案①：落札業者は小項目(a)について、トンネル到達部坑内安全対策として、安全性向上対策と観測監視等の視点で評価できたことから「大きな効果」があると評価しました。安全性向上対策と観測監視等の視点のどちらかのみで評価できる場合等には「効果」があると評価しました。また、小項目(b)について、トンネル到達部地表部の安全対策として、私道部と果樹畑部のそれぞれに対する対策の評価ができたことから「大きな効果」があると評価しました。私道部と果樹畑部のどちらかで評価できる場合に「効果」があると評価しました。</li> <li>・技術提案②：落札業者は小項目(b)について、立坑内の安全対策として、揚重作業又はその他の安全対策に対する提案で、危険の察知と対策の両方について確実な対策内容であったことから「大きな効果」があると評価しました。危険の察知と対策のどちらかのみが記載されている場合等には「効果」があると評価しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同工区、近隣工区の他事業（前年度以前を含む）の受注業者について教示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路駒場池取水工区工事：(株) 浅沼組</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路駒場池工区工事：東急建設 (株)</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路御油下流工区工事：りんかい日産建設 (株)</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路御津工区工事：りんかい日産建設 (株)</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路相楽工区工事：(株) フジタ</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路大塚工区工事：あおみ建設 (株)</li> <li>・豊川用水二期西部幹線併設水路豊岡工区工事：(株) 銭高組</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制評価の方法が極めて大雑把な印象を受ける（15点と5点の違いが評価基準としての的確に示されているようには思えない。）。また、誰が、どのような基準で、どのような方法で施工体制を評価するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配点については、国と同様の基準を用いています。また、評価の基準については内規（機構内通達：施工体制確認型総合評価落札方式の試行について）に基づき、総合評価小委員会にて工事の施工に関する品質管理のための人員体制等について評価を実施しているところです。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確認と低入札価格調査が一体化しており、調査基準価格以上の入札の場合には原則として満点が付与され、逆に調査基準価格に満たない場合には厳重な審査を受けることになっている。これでは、低入札価格調査制度が実質的に最低制限価格制度として機能することになりかねない。しかも、調査基準価格の水準は一般に90%を超えている。総合評価における価格競争の側面は事実上なくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨に則り、担い手育成、確保のため適正な利潤が確保できるよう発注者による適正な予定価格の設定はもとより、施工体制確認型総合落札方式を導入することで、受注者において適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善を期待しているところ。ご指摘をいただきましたとおり、低入札に対する厳重な審査が課せられるため調査基準価格程度での入札が多くなることも想定されますが、現状は技術点を踏まえて価格競争が行われていると認識しており、調査基準価格の水準である90%に収束していないことが一つの証左であるとも考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（令和3年3月17日付け技契第634号、技調第132号）には、「(1)のヒアリングは、事務処理要領第14条の3により行う事情聴取とは異なる性質のものであることに留意すること。」(5.(5))と記載されているが、どのように異なるのか。内容的にみて、低入札価格調査と施工体制確認とがそれほど「異なる性質」であるようには見えない。上記通知の冒頭には、いわゆるダンピング受注対策であることも明記されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制確認型総合評価落札方式のヒアリングは、どのように施工体制等を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するものです。他方、低入札調査では、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを対象者から提出を受けた決算報告書等に基づく経営・信用面での審査等も実施しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施工体制確認型総合評価」とはどのようなものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低入札工事においては、適切な施工体制が確保されないおそれがあることから、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等（入札説明書、仕様書その他設計図書）に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査評価する総合評価落札方式です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札説明書（5）③における施工体制評価、（6）における施工体制の確認、技術点評価調書における「施工体制確認による再評価」の関連が分かりにくいので説明されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(5)は施工体制の評価点配点、(6)は施工体制の確認方法を指します。また、技術点評価調書の「再評価」とは入札説明書(5)③のまた以降の記述を指し、低入札者の技術点の割引を意味します。</li> </ul>

<p>・機構 HP で数件の工事について総合評価の技術点の対象となる項目をみたところ</p> <p>(ア) 企業の施工能力 (イ) 技術者の能力 (ウ) 地域精通度 (エ) 地域貢献度</p> <p>としているものが多く見受けられました。そのような中で、本件の技術点の算定対象を当該2提案とした理由をお教えください。また、評価対象を当該2提案とすると、上記4項目とした場合と比較して、一般的、全般的な技術力の評価という点については欠落してしまう部分が出てこないでしょうか。両方のやり方のメリット、デメリットはどう整理されるのか。</p>	<p>・本入札案件は、海外企業の参入促進に配慮した政府機関等調達におけるWTO対象案件となっております。</p> <p>このため、国内企業と海外企業とを同等に評価することが困難な(ア)～(エ)の各評価項目については国の基準に準じて採用していません。</p> <p>なお、機構HPでご高覧いただきましたようなWTO対象以外の機構における一般競争入札(総合評価落札方式)による工事発注案件については、</p> <p>(ア)・(イ)は企業の技術力 (ウ)・(エ)は企業の社会性、信頼性をそれぞれ評価しています。</p> <p>また、簡易型の総合評価落札方式では(ア)～(エ)を評価項目として採用し、標準型ではこれに加えて技術提案を評価項目として採用しています。</p> <p>※簡易型・標準型 工事難易度・予定価格を考慮して選定します。 (技術的に施工上の工夫の余地がないものは簡易型)</p>
--	--

**(2) 指名競争入札 (工事)**

**【小石原川ダム水浦地区災害復旧工事】**

意見・質問	回答
<p>・災害復旧工事の内容を説明してほしい。「原形復旧」では、再度の豪雨によって同じような被害が生じるのではないか。「水路の流末処理」とはどのような内容の工事なのか。</p>	<p>・本工事では、水路の原形復旧に加え、再度災害防止を目的とした流末処理工を施工する計画としています。また、流末処理工は、復旧水路端部の床固め及び洗掘防止対策としての根固めを行うものです。</p>
<p>・古賀建設が低入札価格調査を辞退した理由は何か。</p>	<p>・「資料作成に要する時間が不足しているため」との理由です。</p>
<p>・入札そのものには関係ないが、「豪雨による被災」とあるが、急激な水位低下の直後なので、その関係はないのか。或いは下げた水位との関係か(側岸侵食を受けやすい水位まで下げってしまったこと等)</p>	<p>・今回の被災原因は、試験湛水による水位低下に加え、貯水池内護床区間に長時間に渡り洪水流量を上回る流入が流下したことにより、水路端部の洗掘が発生し水路が崩落したものと考えております。</p>

**(3) 指名競争入札 (工事)**

**【霞ヶ浦用水吐出水槽土砂撤去他工事】**

意見・質問	回答
<p>・電子入札未登録業者を一律除外したことが適切だったのか。これで半数以上が除外されている。不調により指名競争に移行したことを考慮して手続を急いだということかもしれないが、それほど長い工期を必要とする工事ではないと思われ、電子入札未登録の小規模事業者にも入札参加の機会を与える方法もあり得たと思われる。実際に応札した2社は、いずれもDランクである</p>	<p>・入札・契約手続きは電子入札を基本としており、紙入札は、政府調達契約対象案件と契約職が地域特性の事情等(地元業者に電子入札システム対象業者が少ない等)から、電子入札により行うことが適当で無いと判断した案件となります。</p> <p>本工事では、紙入札案件に該当しないと判断し、電子入札を実施しています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・抜本的な対策は難しいと思われるが、カワヒバリガイ対策は取られている理由は如何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カワヒバリガイ対策として、吸水槽スクリーンに付着したカワヒバリガイの死貝により、揚水ポンプ破損等による、取水への影響も考えられることから、吸水槽スクリーンをステンレス製のスクリーンからカワヒバリガイの付着を抑制する効果のある銅製のスクリーンに交換する対策を行っています。ただし、カワヒバリガイはプランクトン型の幼生として水の流れにのって、施設内へ侵入し拡散されることから、抜本的な対策は難しいと考えます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的に難易度の高くない業務のように思えるが、辞退率が高い理由は如何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞退者からの聴き取りはしていませんが、工事内容がバキューム車による大きな水槽内での吸引撤去作業となることから、専門の下請け業者の手配が確実に担保できないと応札までは難しいと考えられます。また、水槽の水替工などの作業内容も施工費用の見込みが立てにくい点や産廃費用の現場経費対象外などもあり、会社として作業量に対して実利が読めない受注しにくい工事内容なのではと推察しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物のカワヒバリガイによる被害は利根川下流域で問題となっているが、今までに本工事と同様に死貝が混入した土砂を撤去した工事はありますでしょうか。また、カワヒバリガイの防除対策の現状と今後の同様の撤去工事の見通しについて説明をお願いします。なお、本工事が一般競争入札から指名競争入札に変更されても応札者が少なかったのは、特定外来生物の処分が含まれていることが影響しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他事業の工事实績は不明ですが、当管理所において、平成26年度に、同様の工事を実施しています。プランクトン型の幼生として水の流れにのって、施設内へ侵入するカワヒバリガイを対策することは困難だと考えますが、管理に支障をきたす、施設内に堆積する死貝の処理は必要だと考えています。指名競争入札に変更されても応札者が少なかった理由としましては、特定外来生物の処分も少なからず影響はあると考えますが、工事内容がバキューム車による大きな水槽内での吸引撤去作業となることから、専門の下請け業者の手配が確実に担保できないと応札までは難しいと考えられ、水槽の水替工などの作業内容も施工費用の見込みが立てにくい点や産廃費用の現場経費対象外などもあり、会社として作業量に対して実利が読めない受注しにくい工事内容なのではと推察しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式で不調の場合に指名競争入札に移行するに際しては、総合評価（何らかの技術面の評価）を行えるように改めるべきではないか。そうでないと、総合評価を行っている理由が説明できないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札では、同種・類似工事の施工実績、地域特性等を考慮して業者選定を行うこととしています。このため、企業、技術者の技術力はほぼ同等となっているため価格競争のみでも適正であると考えているところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札から不落随契に移行する場合に適用される規定について教示されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構内の通達である「電子入札事務処理手続について」・「郵便事務処理手続について」でそれぞれ不落随契の取扱いについて規定されています。なお、不落随契は入札参加者の札入れ価格が何れも予定価格を超え、落札決定ができない状況下であっても、一定の条件を満たせば、当該入札参加者からの見積徴取により受注者を決定し、随意契約を締結するものです。</li> </ul>



・指名競争入札から不落随契に移行した場合の不落随契の実施手続きについて教示されたい。

指名競争入札の場合、不落随契を行うことができるのは、

- 入札・契約手続を再度行うことにより発注が遅れ、このことにより関連工事の工程に支障を来たす等事業の進捗に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき
  - 特殊の技術、設備等を必要とする工事等で、指名替えが困難であるとき
  - その他特別な事由により指名替えが困難と契約職等が判断するとき
- のいずれかに該当する場合に限るものとし、施行令において、「契約措置の請求」の特記事項欄に記載し、あらかじめ契約職等の決裁を了しておくものとしています。
- また、不落随契を行う場合には、次の①又は②によるものとしています。

① 予定価格と最低入札価格の差が少額（概ね10%以内）で、特別な措置を講じなくとも不落随契による契約の成立が見込まれると開札執行者が判断した場合には、次の手続によるものとしています。

- ・入札者全員に対し、見積依頼書により見積書を徴取する。（工期を除くほか、初回の入札に付するときに定めた条件を変更は不可）
- ・見積合わせの回数は、原則として2回まで

② 予定価格と最低入札価格の差が大きく、①の方法によることが困難であると開札執行者が判断した場合には「保留」とし、機構の積算との比較を行い、次の手続を行うこととしています。

- ・積算の考え方に相違等があり、機構の積算の考え方についての説明又は内訳書に対する質問を行う必要があると契約職等が判断した場合には、電子入札者に対し、説明又は質問を実施
- ・機構の積算を再検討する必要があると契約職等が判断した場合には、設計図書の変更等により新たに競争入札に付する
- ・不落随契による契約の成立が見込まれると契約職等が判断した場合は、①の方法に準じて不落随契の手続を実施

<p>・カワヒバリガイの件でお聞きしたいことが1点。資料の8—7ページを見ると、今回は土砂の中に死貝があったということだが、写真を見る限り、堆積した土砂あるいはコンクリートの側壁に固着している貝の幼生が写っているので、死貝以外に生きた貝も相当あったのではないかと思う。そうなるとこの撤去作業自体の方法がまた変わってくるのではないかと思う。基本的には生きた貝を外に出す場合には、かなり難しい手続もあり、また乾燥させたり、天日干しにして死滅させてから処理するという方法が一般的ではないかなと思う。土砂と一緒にこの貝を産廃に出すこと自体について、私自身がよく理解できないので、その辺りの説明をお願いしたい。</p>	<p>・ご指摘のように、堆積土砂の中には死貝だけではなく、ここにありますように、タニシやシジミなどの一応貝の混入もあるのですが、ちょっと死貝なのか、生きている貝なのかというのは、さすがにそういうものを選別するような形の作業は実質的には無理なので、バキュームで清掃しております。特定外来生物の処理につきましては、特定の処分場への産業廃棄物での処理しか今のところは対応の仕方がないということで聞いておまして、そういう最終処分ができる業者のところへ持込み焼却ということで、汚泥を含めての処理ということで、今言ったように、乾燥させてとかというのはそういうスペースがございませんし、特段それだけの費用をかけるだけの対応ができませんので、処理費そのものもかなり高いのですが、そういう形で受け入れてくれる社を見つけています。</p> <p>ちなみに茨城県内では、今処理しているところの1社しかこの貝を受け入れる社はございまして、そこだけが一応受入れ可能だということで対応させていただいております。本来はうまく分けてできればいいのですが、そういう対応はできませんので、ごみ処理でさせていただいております。</p>
<p>・本工事の効果はどのようになっているのか。</p>	<p>・3月いっぱいまで工事を終わらせていただいて、4月の中頃からこの水槽からまた農業用水の分水が2か所出ておまして、その水槽内の土砂も全部取りましたので、今回末端の農業用水の排水管への詰まりは、例年に比べても格段になかったということで、土地改良区さんから評価いただいております。できれば毎年やってほしいと言われているのですが、ちょっとなかなか予算の確保もできませんので、経年的にはやっていきたいなと思っているところです。</p>

**(4) 一般競争入札（建設コンサルタント等）【池田総管土木管理技術補助業務】**

意見・質問	回答
<p>・例えば過去10年間、この技術補助業務を受注してきた事業者はどこか。また、各入札において、何社が入札に参加していたのか。</p>	<p>・本業務を含む過去10年間で受注してきた事業者は、(株)アクアテルスと(株)フジみらいです。また、各入札の参加者は H25,H28～R4 は1社、H26,H27 は2社です。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門技術力に関する評価の基準，評価の方法はどのようになっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回総合評価審査小委員会により、ヒアリングの評定点の配分・チェック項目について諮り決定しています。 その後、提出された申請資料及びチェック項目等に基づき3名の面接官がヒアリングを行い、その内容を面接官で審議し、3名の面接官が合意した評価結果をとりまとめました。 この評価結果を第2回総合評価審査小委員会に諮り、評価点を決定しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「履行確実性評価」Aという評価は、誰が、どのような評価基準で、どのように評価を行った結果として、そうした評価になったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機構内部の通達である「建設コンサルタント業務等における履行確実性評価型総合評価落札方式の試行について（令和3年3月17日）」に基づき評価したものです。 本件は、調査基準価格以上の価格で申し込みがされていることから、評価を「A」とし、総合評価審査小委員会に諮り決定しました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務量、発注金額も多く、一者応札になっている。同じ業者が継続的に受注していないか。（他者の参入を妨げていることではないのか。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に受注した業者が受注していますが、前回とは違う業者が受注していること、今回の資料請求者が3社あったことから、今回から2年の業務期間となりましたが業務量、発注金額は他者の参入を妨げていると考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価基準における技術点①の配置予定技術者の技術力の評価項目で、「平成23年度以後に完了した同種業務の実績または土木工事の経験」について、落札した（株）アクアテルスがどのような実績または経験を有していたのか、更その業務の評定点をどのようになっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務として「柳瀬ダム管理支援業務」（業務期間：R3.4.1～R4.3.31、発注機関：水資源機構総合技術センター）の経験を有していました。 なお、当該業務は、資料の提出時点で未完了だったため、評定点は提出されていません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件について応札業者が1社しかなかったのはなぜだと考えているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料請求者へのヒアリングより、手持業務により技術者の配置が困難だったこと、また、ダム管理所は僻地に位置しており、技術者の確保が困難と聞いています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・同業務の従前の受注者はどこか。もしも、今回の応札業者と同一である場合、新規参入は合理的に可能だという認識なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回は（株）フジみらいが受注していますので、新規参入は可能だと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告資料を見れば、新規参入業者が必要な配置人員等、応札価格の見積りに必要なデータは十分入手できると理解してよいか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公告資料には業務内容、見積りに必要な技術者の種類や数量も示しています。 また、今回の契約手続きにおいて質問等はなかったため、必要なデータは示されていると考えています。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本件について、競争性を高めるために執られた方策、また今後に向けて考えられる方策等はあるか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 競争性を高めるために、前回に引き続き、企業の同種業務の履行経験は求めず、地域要件も設けていません。 さらに、今回からは履行期間を複数年（2年）に見直し、担当技術者の確保が早められるよう、入札公告の時期も早めました。（155日） 技術者の確保が一番の課題と認識していますので、履行期間をさらに延長するなど、技術者が確保しやすい条件を考慮していきたいと考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• この種の技術補助業務を全国各地の総合管理事務所で発注していると思われるが、同一業者が継続して受注しているという実態はないのか。主要な事業者の間で、事実上の業務の配分（他社がこれまで受注している業務をあえて取りに行かないという暗黙の了解）が成立している可能性はないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各事務所で継続的に発注している現場技術業務については、従前に受注している業者が引き続き落札・受注するケースが少なくないことは認識しているところですが。 しかしながら機構では、当該業務発注については原則一般競争入札に付しており、また、総合評価上における技術点評価時においても従前の受注業者に対して有利・不利になるといった基準は設けていません。 また、一者応札に関しては、契約監視委員会で継続的にご審議いただいているところです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工事における施工体制確認と同様、コンサル業務における履行確実性評価が低入札価格調査と一体化して、低価格による入札を一律に排除するものとなっており、事実上、最低制限価格制度を採用するに等しいと思われる。しかも、調査基準価格等の水準はかなり高い。総合評価における価格競争の側面は事実上なくなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の趣旨に則り、担い手育成、確保のため適正な利潤が確保できるよう発注者による適正な予定価格の設定はもとより、履行確実性評価総合落札方式を導入することで、受注者において適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善を期待しているところですが。 ご指摘をいただきましたとおり、低入札に対する厳重な審査が課せられるため調査基準価格程度での入札が多くなることも想定されますが、現状は技術点を踏まえて価格競争が行われていると認識しており、調査基準価格の水準である90%に収束していないことが一つの証左であるとも考えています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「履行確実性評価型総合評価」とはどういうものか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「履行確実性評価型総合評価」では、調査基準価格を下回る業務においては、技術提案内容が適正に履行されないおそれがあるため、技術提案の確実な履行の確保を審査し、評価項目に当該履行確実性を加えて技術評価を実施する総合落札方式です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1者がずっと取っている。実際は2者でやっているということであるのだが、数者が担当するような形にしないと、いろいろな意味でのバックアップも含め、引き続きその他の社が参入できるように、今後いろいろ考えていただければなというふうに思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 分かりました。</li> </ul>

**(5) 指名競争入札（建設コンサルタント等） 【房総導水路施設機能保全計画策定業務】**

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレリスト2において、機構での受注実績を条件とした理由は何か。機構の業務を受注したことがない事業者にも広く入札参加を促す上では、業務実績のある128社全てを指名してもよかつたのではないか。業務概要に「既往業務の成果を元に」との記載があるが、誰がこれまで実施した業務なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績のある128社全てを指名することも可能ではありましたが、千葉用水総合管理所における過年度の実績から、30～40社程度の業者を指名すれば複数社の応札に至っていることから、指名業者数としては妥当であったと考えています。なお、一般競争入札（総合評価落札方式）の場合に行う技術的評価においても、機構の受注実績を評価し加点する考え方があることから、その考え方を準用して機構の受注実績を条件として絞り込みを行ったものです。・既往業務としては、機構がこれまでに実施した施設保全計画作成や耐震照査等の業務となります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「見積もり辞退24社」は「入札辞退24社」と記載すべきものと思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり誤って記載していました。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札の方が不調に終わった理由如何。全国でも100社ということは資格要件を厳しくしすぎたということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格要件については、可能な限り幅広に同種・類似業務を設定し要件緩和を行っており、妥当であったと考えています。なお、不調の理由については想定の域を出ませんが、本業務は前中期計画に基づいて機能保全計画の作成を令和3年度中に完了する必要があったため、当該業務期間を令和3年度末迄として設定しておりました。業務工期末が受注者にとって繁忙期となる年度末であったことから敬遠されて不調に終わったのではないかと推測しています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合評価落札方式で不調の場合に指名競争入札に移行するに際しては、総合評価（何らかの技術面の評価）を行えるように改めるべきではないか。そうでないと、総合評価を行っている理由が説明できないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指名競争入札では、同種・類似工事の施工実績、地域特性等を考慮して業者選定を行うこととしています。このため、企業、技術者の技術力はほぼ同等となっているため、価格競争のみでも適正であると考えているところです。</li> </ul>

**(6) 補償契約**

**【土地等の売買に関する契約】**

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した用地は具体的に何に使うか。黄色い部分が必要な理由は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生事業の方でここに係る部分については建設予定地、それから管理用道路の南側には沢もありまして、施設の保全のためにこの辺り一帯必要な範囲ということで考えておりまして、特に黄色い部分につきましては、排水処理設備の設置ですとか、法面の保護を行うために必要な箇所ということになっています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した用材木の処分方法についてどうなっているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この用材木につきましては、立木伐採を行う業者に売却処分するというところで、売却で得られた利益については請負代金から差し引くような形になります。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手方が遠隔地に住まわれているということで、契約のために高知へ来ていただく必要があるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・やはり補償物件、立木が現地で確認してもらう必要がありますので、高知まで来ていただいたと。その際に契約等の書類にも押印をいただいたというところでございます。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補償相手に高知に来ていただくための旅費、これは誰が負担するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立会謝金等の取扱要領に基づきまして機構が負担しているというところなんです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（取得した用材木について）土地を取得しておくことだけが必要ではないのではなくて、そこに今生えている木も全部切ってしまうって使えるものは使います、そういう意味合いなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木も必要ないというところですので、処分しないといけないということです。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（取得した用地は）更地にしてしまうということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・そうです。まずは更地にして、その後また保全するような形で再整備を行います。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・（再整備は）草を張るような形にするということか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未だ最終的な形状は未定ですが、事業としてまずは必要な部分になるため、そこに例えば土地を必要な方法でいきますと、排水処理設備をこの辺りには配置する計画のため、上に何も無いようにしておくことが必要となります。</li> </ul>

## 2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

## 3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚（内線 2251）

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸（内線 4631）

用地管財部用地補償課長 敷根 康文（内線 2321）